東京大学の軍事研究禁止の原則を再確認しよう

2015.5.20　集会決議声明

東京大学における軍事研究禁止の原則は、アジア・太平洋戦争の惨禍を踏まえ、「軍事力にたよらない真の平和」を希求する日本国憲法の理念によって培われてきた東京大学の伝統とプライドであり、これまで一切の軍事研究は行っていない。この原則は、今後とも変わることなく継承されるべきである。

私たちは、軍事技術の民生利用のデュアルユースという理屈で、軍事研究の免罪符を得ようとするまやかしには、研究者の社会的責任の観点から、決してごまかされない。同時に、民生技術の軍事利用もあるのだからというニヒリズムにも陥らない。

東京大学は、国内外の軍事防衛費や軍事産業の直接的資金による研究はもちろん、回避的措置を経たものにおいても、これは行わない。

五神総長以下東大当局が、これまでの執行部と同じくひきつづき軍事研究禁止の原則を継承し適切に行動することを、強く求める。

あわせて防衛関係研究予算の増額によって、軍事研究に誘導しようとする政府の方針に対して強く抗議するとともに、文教予算等の増額を要求する。そのための連帯を広く学内外の研究者に呼びかけるものである。

2015 年 5 月 20 日

「東京大学の軍事研究禁止の原則を再確認しよう！」昼休み集会参加者一同

緊急声明

濱田総長コメント「東京大学における軍事研究の禁止について」(2015.1.16) によせて

—学術の平和目的・公開性の観点からデュアル・ユースを議論しよう。

防衛予算ではなく文教予算の研究費増額を要求しよう。—

私たち東京大学職員組合は、本学における軍事研究に反対してきた。これは、先の大戦における本学の軍事協力への反省および日本国憲法の平和主義にのっとった、本学の軍事研究禁止原則に基づくものである。

さて、１月１６日付け総長見解（以下「総長見解」）は、原則的に、歴代総長の見解と東京大学憲章の理念から、従来の軍事研究禁止の姿勢を再確認するものである。ただし、科学技術の高度化は、民事用研究成果の軍事利用、いわゆるデュアル・ユースの問題を一層複雑なものとしている。現在の状況に鑑みて、本学の研究者個々人がこの問題を真摯に議論する必要性を総長は改めて指摘する。

総長見解は、学内特定部局におけるガイドラインの変更を受けてのものと考えられるが、同ガイドラインにおいても、「個々の研究者の良識のもと」デュアル・ユースを意識して研究にあたるように述べている。これは総長見解と一致する。

以上のように、本学では平和目的でかつ公開された学術研究が原則であるが、現在においては、研究成果が平和目的であっても軍事研究に転用される危険性がたかまっている。世界各地の紛争地域で、人々の生活・財産・生命を、はからずして脅かす危険性をつねに考慮せざるを得ない。研究の倫理性がこれまで以上に問われているのである。いわんや、昨年の武器輸出原則の変更を思えば、さらに深刻な事態にある直接的軍事研究は、論外である。

ところが、現在、政府文教予算での研究費は削減、一方で防衛予算の研究費増額がはかられている。資金確保のため、本人の信条に反して軍事研究を選ばざるを得ない状況に、研究者は追い込まれつつある。こうした誘導は、ソフトな形での学問の自由の侵害と言うべきではないだろうか。

軍事研究をめぐる問題は、一部工学系専門領域のみではなく、学問の自由全体に関わる。故に学問領域のいかんによらず本学のすべての研究者・構成員の共有すべき問題である。私たちは、本学の構成員に対して、総長見解に応え、改めてデュアル・ユース、軍事研究の問題を、平和目的・公開性の観点から真摯に論じるとともに、あわせて文教予算他非軍事分野予算での研究費増額を要求することを呼びかける。

さらに危惧すべきことに、一部マスコミは、ガイドライン変更と総長見解を曲解し、「東大が軍事研究を解禁」と報じている。東大当局はこれを否定しているものの、他大学への影響に鑑みれば、こうした過った情報が広がることは、誠にゆゆしき事態である。こうした誤った認識が広まらないよう、あらゆる関係、あらゆる機会を通して、正していかなくてはならない。

このことも本学構成員に強く呼びかけたい。

以上

2015 月 1 月 21 日

東京大学職員組合

東京大学における軍事研究の禁止について [その他] (広報室)

2015 年 01 月 16 日掲載

学術における軍事研究の禁止は、政府見解にも示されているような第二次世界大戦の惨禍への反省を踏まえて、東京大学の評議会での総長発言を通じて引き継 がれてきた、東京大学の教育研究のもっとも重要な基本原則の一つである。この原理は、「世界の公共性に奉仕する大学」たらんことを目指す東京大学憲章に よっても裏打ちされている。

日本国民の安心と安全に、東京大学も大きな責任を持つことは言うまでもない。そして、その責任は、何よりも、世界の知との自由闊達な交流を通じた学術の 発展によってこそ達成しうるものである。軍事研究がそうした開かれた自由な知の交流の障害となることは回避されるべきである。

軍事研究の意味合いは曖昧であり、防御目的であれば許容されるべきであるという考え方や、攻撃目的と防御目的との区別は困難であるとの考え方もありう る。また、過去の評議会での議論でも出されているように、学問研究はその扱い方によって平和目的にも軍事目的にも利用される可能性（両義性：デュアル・ ユース）が、本質的に存在する。実際に、現代において、東京大学での研究成果について、デュアル・ユースの可能性は高まっていると考えられる。

このような状況を考慮すれば、東京大学における軍事研究の禁止の原則について一般的に論じるだけでなく、世界の知との自由闊達な交流こそがもっとも国民 の安心と安全に寄与しうるという基本認識を前提とし、そのために研究成果の公開性が大学の学術の根幹をなすことを踏まえつつ、具体的な個々の場面での適切 なデュアル・ユースのあり方を丁寧に議論し対応していくことが必要であると考える。

平成２７年１月１６日
東京大学総長　濱田　純一

ガイドラインとは何か？

工学部教職員組合　岡屋克則

お集まりいただきました皆様ありがとうございます。また時計台付近をご通行中の皆様、この問題は大変重要な事ですので、少しだけお聞きいただければ幸いです。

さて、今回の東京大学に限らず「ガイドライン」とは何でしょうか？
「この事はやって良い。この事はやってはいけない。」ということをはっきりさせるのがガイドラインです。
「しっかり考えなければいけない。」というのはガイドラインでも何でもありません。
例えば、道交法は交通事故をなくすためのガイドラインです。「信号が赤の時は、どうするかよく考えよう」などとは規定されていません。「赤信号で渡ってはいけない」というのがまっとうなガイドラインです。
今回、情報理工のガイドラインが一歩後退し曖昧さが増したこと、および総長の中途半端なコメントによって、マスコミが恰好のつっこみどころとして「東大は軍事研究を解禁した！」と言わしめたのです。
ガイドラインの何たるかをきちんと認識せずに、中途半端なガイドラインを出すから、余計な騒動がおこります。それくらいなら、黙っている方が良かったのではないかと思います。
しかし、ことここに至っては、誰もが誤解することのない端的で明解なガイドラインを示すことが東京大学の責任であります。

もう一つの問題点は、「ディユアルユースとか両義性」などという言葉を使って責任を研究者に押し付けようとする姿勢です。研究者のすべてが善良で、反戦的な思想の持ち主であるという保証がどこにあるのでしょう？　少なくとも私は就職に際して、「戦争、好きですか？嫌いですか？」と問われてはいません。
米国のアポロ計画で初めて人類を到達させたフォン・ブラウン博士はヒトラーの資金で V2 ミサイルをイギリスに向けて飛ばした人です。彼は「悪魔に魂を売っても、月まで行けるロケットを作りたかった。」と述懐しています。
技術や知識のあらゆるものは「二面性」を持っています。善にもなれば悪にでもなる。
その二面性を認めたうえで「よく考える」というのはガイドライトしての意味を持っているでしょうか？
「月に行くためだ！」と言っていれば「ミサイル」を作って良い。ということでしょうか？
そもそも、専門分野に卓越した研究者であっても、人類の平和的な未来を熟慮しているとは限らないのです。むしろそういった部分においては子供同然の人も数多くいます。
このような人々に「両義性」の名のもとに判断を任せるということは、善悪の判断力のない子供にピストルを与えて、「使っちゃダメよ！」と言っているのも同然です。
いったい東京大学はどうせよと言うのでしょうか？　言い訳を考えて「軍事研究ではない。」と言い張ることを条件に何をしてもよいと言っているかのようです。

多少混乱してきましたが、このような曖昧な状態ではいけない。はっきりと「軍事研究はやならい。」という明確なガイドラインを打ち出すべきだ！　というのが私の主張です。

国立天文台職員組合　執行委員長　**阪本成一**

「東京大学の軍事研究禁止の原則を再確認しよう!」昼休み集会に参加された皆様に心より敬意を表します。

いつの時代においても最先端の学術研究の成果が軍事転用という負の側面を持ちうることは残念なことではありますが、軍事応用を主たる目的とする軍事研究は、公開性・自主性に支えられ人類全体の幸福に資することを基とする学術研究とは対極にあると考えるべきです。

私たちが勤務する国立天文台では、1988 年 7 月の発足に際して「国立天文台の発足に当たっての声明」を出し、「私たちの決意」のなかで「国立天文台は、いっさいの軍事研究に協力してはなりません。私たちは、あらゆる軍との協力・共同研究を行わず、武器の開発を直接の目標としたプロジェクトへは参加しません」と明確に述べています。

天文学の分野では、1980 年代に米国が推進した宇宙空間での SDI(戦略防衛構想)に日本の天文学研究者が巻き込まれそうになる危機がありました。このため電波天文学の研究者が中心となって「SDI に反対する天文学研究者の会」が結成され、この会と天文台職員組合が共同でシンポジウムを開催するなどして、反対運動を関連の研究者に呼びかけました。すると、彗星などを探索しているアマチュアの天文研究者も独自の反対署名を開始し、反対運動は全国に広がりました。こうして、日本から SDI に協力する研究者を出すことはありませんでした。1993 年の SDI 計画中止を受けてこの反対運動自体は終結しましたが、1993 年 4 月に野辺山宇宙電波観測所が観測装置共同利用における軍事研究排除の方針を明らかにして研究成果の公開を条件として求めるなど、現在も国立天文台は軍事研究と一線を画しています。

戦後 70 年を迎えるにあたり、東京大学職員組合が東京大学の軍事研究禁止の原則の再確認を呼びかけたのは時宜を得た取り組みだといえます。軍事研究は「戦争ができる国」への第一歩です。公開性・自主性に支えられ人類全体の幸福に資する学術の発展のため、そして平和を貫くため、共に頑張りましょう。

2015 年 5 月 20 日

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

東京芸術大学教職員組合　書記長　　**荒井竜一**

本日の東大職員組合が主催する東大の軍事研究協力反対集会が大きく成功することを心から祈念します。

現在、戦争法案が国会には提出され、戦後 70 年目に憲法 9 条が改悪されようとしています。

今こそ、平和を求めるあらゆる団体が共闘していく時です。

東大の軍事研究協力反対集会は、まさに、私たちも賛同します。

共に、頑張りましょう。

軍や軍需産業からの金と人の流れをすべて絶つことを明確にすべきです

井野博満（名誉教授、金属材料学専攻）

総長見解が、研究は dual use だと言うだけでは、軍事研究を認めないと言いながら、暗に認めてしまう道をつくってしまいます。どうやって東大が軍事研究に関わらないようにするか、その手立てを東大として考えるべきです。「研究成果の公開性」の主張だけでは足りません。歯止めは何か？軍や軍需産業との協力関係をすべて絶つことです。

物理学に限らず（社会科学や人文科学も）すべての研究が多かれ少なかれ軍事と非軍事の dual use の可能性をもっていて、明確な境界線はないというのは確かでしょう。とは言え、研究内容に色合いがあることも確かです。

例えば、工学のなかでも、ロケットのような技術開発に直結する「目的研究」では軍事目的か否かは明確です。本人も分かっています。目的なしに物は作れませんから。しかし、開発から離れた基礎原理の研究などでは、その区別が難しいでしょう。分かり切った例を挙げれば、ニュートン力学が dual use であることは自明です。

そこで重要なのは、研究者が広い視野をもって、自分の研究分野がどう応用されようとしているのか、軍事技術に限らず、反人間的な目的に使われていないか、自分を律することです。研究者が自分の研究の社会的意味を自覚し、不断に研究テーマを見直しながら選択を重ねることが求められます。

20 年ほど前に、大学が公務員を在職のまま受け入れることを求められたとき、工学系研究科では公務員受け入れのルールをつくりました。防衛省職員は、役所の目的に沿って入学してくるのだから、派遣される目的や研究計画を願書に書かせれば軍事研究であることがはっきりし、自衛官の受け入れを拒否できるというロジックでした。このとき決めたルールは今も生きているはずです。

さらにさかのぼって、私が学生だった頃（1959 年）、「軍事研究反対闘争」が全学的に拡がり、やり玉に挙がったひとつが生産技術研究所の糸川ロケットでした。糸川英夫教授は、富士精密工業と共同研究していて、その隣の部屋では防衛庁のロケット開発がおこなわれていました。その研究が防衛庁のロケット開発に役立ったことは明らかでしょう。その流れをくむ JAXA が、宇宙をめぐる軍事競争に強く巻き込まれているのは周知のことです。

ロケット研究のような軍事と隣り合わせの研究をおこなうものは、その姿勢が厳しく問われるべきでしょう。ロケット研究に限らず、「そういう軍事に近い研究はやめてはどうか」と周囲の人々が言える雰囲気を研究室や学科内でつくりだすことが重要ではないでしょうか。そのために職員組合が果たす役割も大きいと思います。ご健闘を祈ります。

新しい総長および大学運営に責任を持つ方がたが、右傾化・軍国化する社会の中で国策に振り回されることなく、国内外の軍（防衛省、ペンタゴン）や軍需産業からの金の流れ（受託研究や奨学寄附金の受け入れ）および人の流れ（研究生の受け入れ、職員や学生の派遣）を絶つことを明確にされることを期待します。それを保証する制度として、文系・理系を包含し学外の有識者や市民を加えて構成される「研究倫理委員会」（仮称）を東大に設置し、相談、告発、勧告をできる仕組みを構築されんことを提案します。この仕組みが有効に機能するには、学内の民主的な運営こそが基本になることは言うまでもありません。

6

軍学共同反対アピール署名の会：**池内　了**

日本の学問研究は、明治維新以来の富国強兵政策、その帰結としてのアジア太平洋戦争とその敗戦まで、国家のため、軍事増強のため、そして戦争のために尽くすことが求められ、世界の平和と人々の福利のためという学問本来に求められている役割を果たすことに欠けることが多くありました。科学者の目はもっぱら国家および軍に注がれていたのです。

そのことを深く反省して、1949 年に発足した日本学術会議の創立総会で「平和国家・文化国家の基礎を培うための学問研究であること」を決議し、1950 年および 1967 年の 2 度にわたって「戦争に協力する学問研究を行なわない」総会決議を挙げてきました。科学者の総意として軍事研究を拒否する姿勢を明確にしたのです。東京大学においても、歴代の総長が何度か「軍事研究禁止」の原則を確認してきました。また、全国で 40 を越える大学・研究機関が平和宣言や非核宣言・声明を挙げており、日本では、科学者が軍事開発に関わらないことが常識となるという世界に誇るべき健全な状況を産み出してきたのです。

しかし、ここ数年、安倍首相の登場とその右翼的政治姿勢によって、大学や研究機関を軍事研究に取り込もうという動きが顕著になっています。「軍」と「学」の共同を通じて軍事開発を活性化させるだけでなく、最終的には学問研究を国家に隷属させること、国家の意向には逆らわない大学とすることを狙った動きであると言えるでしょう。

この軍学共同の口実として「デュアルユース（両義性）」が盛んに言われています。軍事利用と平和利用の区別がつけられないのだから、これにこだわるのは無意味であるというものです、しかし、大学で研究教育を実践している人間として、そこから生み出される学問の所産に対して何らの責任がないのでしょうか？社会から学問を付託された大学人としての社会的責任は何かを考えれば、軍事開発に協力することは「人格なき学問、人間性に欠けた学術」への堕落と考えるべきでしょう。大学人としての品格と矜持を持って、世界の平和と真理そして人々の福利のための学問を追究するという大学の目標を忘れてはなりません。

最近、国立大学の入学式や卒業式においても国旗掲揚と国歌斉唱をするべきとの議論が国会でなされ、「税金で賄われている大学なのだから」という論が安倍首相から持ち出されました。この論を敷衍することによって国家を批判する思想が弾圧され、愛国主義が強要されたのが戦前の大学でした。税金は「国民」の税金であり、真理を希求する学問の研究を行ない、知的に豊かな人間を育てるための教育を行なうことを国民から負託され税金が使われているのが国立大学です。必要であれば、国家の動向を批判することも大学人に求められる重要な役割であることを忘れてはなりません。そこに学問の自由・大学の自治の本質があると言えるでしょう。

これら学問の担い手として国民の負託に応える大学の使命を全うする上において、軍学共同を行なうことは学問に生きる人間としての資格喪失と考えます。日本を代表する東京大学が「軍事研究禁止の再確認」を行なうことは、全国の大学・研究機関にも大きな勇気を与えるでしょう。この集会を機にいっそう軍学共同反対の運動が広がっていくよう、ともに頑張りたいと思います。

軍学反対に寄せて

佐藤和宏（社会学研究室・博士課程）

この文章を書いている今でさえ、私の声は枯れている。

「今でさえ、」という表現をするのが、5 月 14 日から数日たった今でさえ、という意味である。5 月 14 日、安倍政権は戦争立法を閣議決定した。当日、19 時からの安倍首相の会見における、「戦争法案は無責任なレッテル貼り」「アメリカの戦争に巻き込まれることは絶対ない」の発言に対して、首相官邸前で行われていた官邸前抗議に多くの人が参加した。私は、数時間ほど大声を張り上げていたため、声は枯れ、拡声器を握りしめる右腕や右肩の鈍い痛みがはしり、無力感が残った。

そこで思ったのは 2 つである。第一に、権力者が平然とウソをつくことのおそろしさである。戦争法案を平和法案であるといい、戦争に巻き込まれる可能性を自ら高めておきながら戦争に巻き込まれることはあり得ないという。想起せざるをえないのはジョージ=オーウェル『1984』に出てきたニュースピーク、つまり全体主義国家における用語法を逆転して用いる言語であり、悲しまざるをえないのは私たちがその物語をいつかあった恐ろしいことでなく、現在の政権の振る舞いを見て思い出すことにある。

第二に、抗議のコールである。2013 年 12 月より続く特定秘密保護法制定反対、集団的自衛権行使閣議決定容認反対、特定秘密保護法施行反対、それらの延長線上に今回を位置づけるとすると、おそらくはじめて「日本を守れ」というコールを聞いた。一見、それこそ自衛隊のスローガンのような「日本を守れ」という表現に違和感を抱くものの、そのコールは以下のように続く。「安倍晋三から日本を守れ」、と。もはや安倍政権の反動攻勢は、保守—革新という一定の枠組みを超えて、民主主義を破壊する段階に入っていることに、改めて危機感を感じざるを得ない。

思えば大学院に入ってからは、政治と言えば安倍政権への屈辱しか残っていない。昨年、私は自治会活動に関わっていたので、ささやかであるが学校教育法反対の運動を院生で組織し、自分たちで学校教育法改定の問題点を議論し、反対声明をまとめ、文部科学委員会／文教科学委員会所属の国会議員に電話がけ／ファックスがけを行った。今年は、東大の仲間で新学事暦の導入や教育改革を考える会を立ち上げ、アンケートを学内関係者全員を対象にとって実態を把握し、現行のトップダウン型の改革について考えるイベントも行った。もちろん今回の主旨である軍学共同反対についても、こうしたトップダウン型／非民主主義的／非平和的方向へと大学や学問を導くものとして、反対している。

字数がなくなってきたので、最後に理念の重要性に触れておきたい。大学は university という英語であるが、この言語はラテン語で universitas、ひとつになったもの／ひとつの目的を持つ共同体、という意味だそうである。ここにおける目的とは、真理追求であろう。つまり大学は何より、真理追求の場でなければならない。学問は、性別や人種や地位や身分や研究領域を超えて、誰にとっても享受できるものでなければならない。そこに権力からの介入や、軍事大国化への途を開くという選択肢は許されないはずである。

この文章を書いている今でさえ、私の声は枯れている。しかし、学問の自治と平和への思いは、絶対に枯れることはない。ここ東京大学から、いまこの場から、学問の自由を強くうたおうではありませんか。大学の自治を高らかに宣言しようではありませんか。誰もが学問を享受できる場を、ここから作り上げようではありませんか。ともにがんばりましょう。

生産技術研究所職員組合

東京大学の軍事研究禁止の原則を再確認しよう！ 参加の皆様

ご苦労様です。

生産技術研究所職員組合です

東京大学は先の戦争の反省を以て、

東京大学の良心として軍事研究禁止を掲げてきたと思っております。

現在も

大学の教育・研究の環境は厳しいものがあります。

研究継続のため資金が必要な状態に追われ、外部資金に応募しております。

形を変えて研究プロジェクト・研究資金があり、研究テーマを見るだけでは軍事研究とは思えないものがあります。

人類に役立つ研究、未来投資の研究と信じて行っている方が多いと思います。

軍事研究も民生研究も研究形態は同じです。

成果の使用方法によって軍事研究になり得ます。

私たちの職場である生産技術研究所は、そもそも第２次大戦中の 1942 年に軍事研究を行うために作られた「東大第２工学部」を母体として発足した研究所です。

現在でも真っ先に軍事研究に協力させられる危険が高い職場だと言えます。

だからこそ、教員・研究者・職員は自分の研究や仕事が本当に国民のために役立っているのか、軍事のために利用されていないかどうかについて、誰よりも注意が必要なのです。

東京大学の

軍事研究禁止の原則を再度認識し、大学教員・研究者の良心に訴えます。

●資料（原文ママ）1969 年 3 月 5 日

東京大学当局と東京大学職員組合との確認書

東京大学当局と東京大学職員組合とは東大紛争（東大闘争）に関連して同組合から出された諸要求について折衝を重ねてきたが、後期の諸項目について両者の合意が成立したことを確認する。これは、

（１） 大学の自治は教授会の自治であるという従来の考え方がもはや不適当であり、職員、院生、学生も大学の構成員として固有の権利を持ち、それぞれの役割において、大学の自治を形成する。

（２） 大学はその構成員の自主的、民主的な意思に依拠して大学の自治を不当な圧力から守る。

という原則の共通な認識に立って、東大紛争（東大闘争）を解決し東京大学の改革をすすめるためのものである。

なお、大学当局と東京大学職員組合とは、１月１０日「七学部集会」における「確認書」のうち、大学当局が２月１１日に学生側七学部代表団とのあいだで確認した１５項目、２月９日の評議会において「確認書」と同一の文言で、大学の意思を表明することに決定した２項目、および同評議会の議をへて公表された「確認書の審議を終えて」に示された４つの「基本的な考え方」にもとづいて具体化をはかることになった７項目について、これらが同職員組合の要求と基本的に合致するものであることを確認する。

また、大学当局は、大学の財政ならびに事務機構についても、新たな大学自治の考え方を取り入れて改革をはかる方向で、大学改革委員会において審議することに同意した。

確 認 さ れ た 項 目

１　警察力導入について

（１） 大学当局は、６月１７日の警察力導入が講堂占拠の背後にあった医学部学生の要求を理解し、根本的解決をはかる努力を尽くさないままに、もっぱら事務機能回復という管理者的立場にのみ重点をおいてなされた誤りであったことを認める。

（２） 大学当局は、原則として学内「紛争」解決の手段として警察力を導入しないことを認める。

２　捜査協力について

学内の組合活動など職員の正当な自主的活動に関する警察の調査や捜査については、これに協力せず、警察の要請があった場合にも、原則的にこれを拒否する。

３　処分について

（１） 大学当局は、昨年１月２９日以来の闘争の中で行われた職員の正当な抗議行動については、学生、院生の場合と同様に処分の対象としない。

（２） 大学当局は、正当な組合活動の規制となり、あるいは基本的人権の無視となるような職員に対する処分その他の不利益な取扱いは行なわない。

４　職員の自治活動の自由について

（１） 大学当局は、東京大学職員組合との交渉に応ずる。
その交渉相手は基本的には総長である。
交渉に際しては、職員組合としての交渉事項、時間、人数、場所について不当な制限は行わない。

（２） 大学当局は、学部共通細則第８条、第９条、第１０条、同取扱内規３および４、掲示に関する内規などの職員、院生、学

（１） 生の自主的な活動を制限している条項の改正または廃止、および改廃がおこなわれるまでの暫定的取り扱いについて東京大学職員組合とも交渉する。

（２） 組合事務所として必要な施設、備品について、大学当局は誠意をもって措置する。

５　大学の管理運営の民主化について

（１）「８．１０告示」およびいわゆる「東大パンフ」は廃止されたことを確認する。

（２）職員は大学自治の担い手である。

（３）大学当局は、「大学改革委員会」の設置およびその権限、性格については東京大学職員組合とも協議する。

６　軍学協同、産学協同について

（１） 大学当局は、「軍事研究は行わない、また軍からの研究援助は受けない。」という東京大学における慣行を堅持し、基本的姿勢として軍との協力関係をもたないことを確認する。

（２） 大学当局は、大学における研究が自主性を失って資本の利益に奉仕することがあれば、そのような意味では産学協同を否定すべきであることを確認する。

昭和４４年３月５日

東 京 大 学 総 長 代 行　　加藤一郎

東京大学職員組合執行委員長　山口啓二

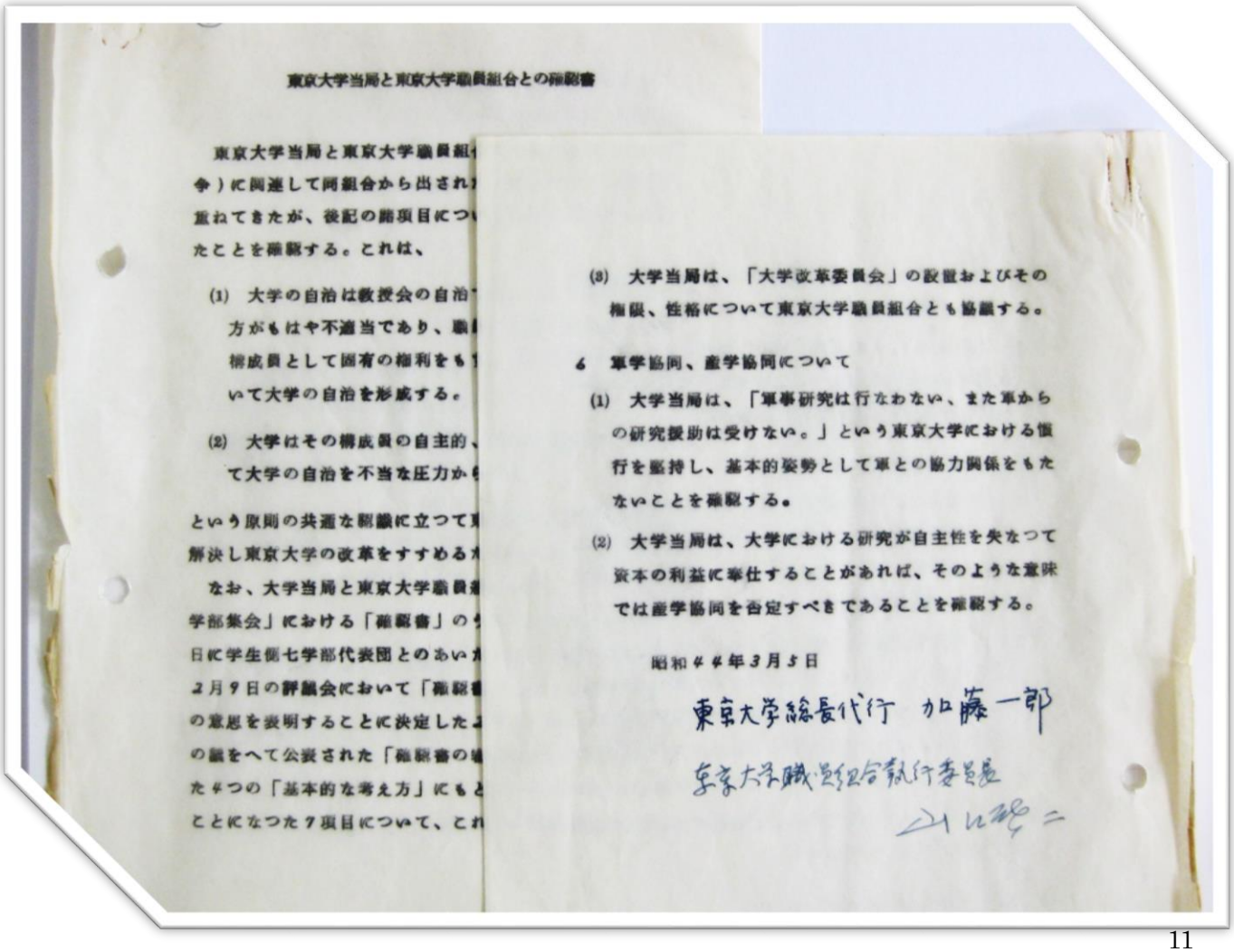

東京大学当局と東京大学職員組合との確認書

東京大学当局と東京大学職員組
争）に関連して同組合から出され
重ねてきたが、後記の諸項目につ
たことを確認する。これは、

(1) 大学の自治は教授会の自治
方がもはや不適当であり、職
構成員として固有の権利をも
いて大学の自治を形成する。

(2) 大学はその構成員の自主的
て大学の自治を不当な圧力か

という原則の共通な認識に立つて
解決し東京大学の改革をすすめる
なお、大学当局と東京大学職員
学部集会」における「確認書」の
日に学生側七学部代表団とのあい
2月9日の評議会において「確認
の意思を表明することに決定した
の論をへて公表された「確認書の
た4つの「基本的な考え方」にも
ことになつた7項目について、これ

(3) 大学当局は、「大学改革委員会」の設置およびその権限、性格について東京大学職員組合とも協議する。

6 軍学協同、産学協同について

(1) 大学当局は、「軍事研究は行なわない、また軍からの研究援助は受けない。」という東京大学における慣行を堅持し、基本的姿勢として軍との協力関係をもたないことを確認する。

(2) 大学当局は、大学における研究が自主性を失なつて資本の利益に奉仕することがあれば、そのような意味では産学協同を否定すべきであることを確認する。

昭和44年3月5日

東京大学総長代行　加藤一郎

東京大学職員組合執行委員長

東京大学における軍事研究禁止の原則の堅持を訴える声明

特定秘密保護法の制定や憲法第 9 条の趣旨を空洞化させる解釈改憲、さらに武器輸出三原則の変更などに象徴される政治の右傾化のなかで、昨今東京大学に対して、軍事研究への協力を強要する動きが高まっています。大学当局が軍事研究禁止という東京大学の原則に鑑み、現下こうした圧力を排除していることは評価に値するものながら、政官財を挙げた策動は日に日に強まっており、状況は危急の様相を呈しています。私たちは、東京大学における諸活動に関わるものとして、学知の府たる東京大学が将来にわたって軍事研究禁止の原則を堅持すべきことを強く訴えるとともに、大学当局にあってもかかる認識を更に深化させ、広く学内外にむけて東京大学の社会的責務を発信してゆくことを求めます。

第二次世界大戦下、日本の諸科学が直接・間接に戦争遂行に協力し、結果として多大な戦禍を内外にもたらしたことは、学術に関わるものとして決して忘れてはなりません。戦後に発足した日本学術会議は、1950 年 4 月に「戦争を目的とする科学研究には絶対従わない決意の表明」を行い、戦時下の反省と総括から学術の再構築を図りました。新制東京大学においても、南原繁総長のもとで「軍事研究に従事しない、外国の軍隊の研究は行わない、軍の援助は受けない」という原則のもと、大学の再建が進められたところです。こうした原則は、歴代総長に受け継がれ、軍事研究との関連が問題となった 1959 年・1967 年には、東京大学評議会においても明確にこれを禁じることを確認しています。さらに東大紛争収束から間もない 1969 年 3 月、時の総長代行加藤一郎（後に総長）は、軍事研究に関与しないこと、大学の自主性のない産学共同を廃すべきことを、職員組合に約束し、これを確認書に明記しました。かかる精神は、今日東京大学を運営するにあたっての基本原則たる東京大学憲章に反映され、「東京大学は、研究が人類の平和と福祉の発展に資するべきものであることを認識し、研究の方法および内容をたえず自省する。東京大学は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに、適切な第三者からの評価を受け、説明責任を果たす。」（「Ⅰ学術」「研究の理念」）と定められています。

いうまでもなく特定秘密に固められた軍事研究は、「人類の平和と福祉の発展」とは相容れざるものであり、かつ学術活動を社会に開示してゆくという東京大学の基本姿勢になじむものではありません。私たち東京大学の構成員は、先人たちの反省とそれに発した営為を継承し、責任ある学術の姿勢を示してゆかねばなりません。いま安倍政権は、解釈改憲などを通じて、再び世界に軍事力を誇示し、武器輸出を日本経済再生の梃子とすることを目指すとともに、学校教育法の改悪により大学の自治や学問の自由を脅かし、学術的成果を上記の目的に都合よく援用することを狙っています。こうした圧力から大学本来の使命を守るため、東京大学職員組合は、東京大学が軍事研究禁止の原則を堅持し、人類の幸福に寄与する学術・研究に邁進することを強く訴えます。

2014 年 7 月 15 日

東京大学職員組合